

沖繩復帰五〇年と憲法

このままでもいいのか

◆特集にあたって

「ヌチドウタカラ(命どう宝)」という言葉をも、伊江島で島ぐるみ反基地闘争を生ね通して貫徹した阿波根昌鴻さんから学んだ。阿波根さんは岩波新書を二冊出している。『米軍と農民』(一九七三年)が有名だが、『命こそ宝 沖繩反戦の心』(一九九二年)はまさに反戦運動の集大成と言つてもよい。その中で、戦後は米軍と闘つたが、復帰後は米軍と自衛隊とも闘つたという述懐があるが、この言葉は心に突き刺さる。学生のころ、東京の集会で、復帰運動を本土で支援してきた中野好夫氏の講演を聞いたことがあった。核抜き・基地抜き復帰を目指してきたが、力足らず基地撤去は不可能となり、核兵器の存在も疑惑付きであるところから、平和憲法の下への復帰とは名ばかりになる、と中野氏は悲憤慷慨した。そこで、復帰に単純に賛成してよいのかと反語的発言をした。在日米軍基地・施設の七割が沖繩本島に集中している状況は、現在も続いている。そればかりか、普天間基地の返還と引き換えに辺野古に新基地建設がすめられ、ヤンバルの原野にヘリパッドがつくられた。



一九九五年九月、北京で開かれた世界女性会議から帰国した女性たちは、一〇歳の小学生が米軍兵士三名に暴行された事件を知り、直ちに大規模な抗議運動を開始した。九月二一日は県民総決起集会が開催され、八万五〇〇〇人が結集した。その後、加藤文也弁護士呼びか

けで、法律家調査団が沖繩に向かい、私も参加した。その感触を踏まえて、一二月にパリで開かれた国際民主法律家協会(IADL)の執行部会議で、法律家国際調査団の派遣を提案したところ、副会長のレノックス・ハインズ弁護士(米)が団長を引き受けてくれて、翌年二月に横田基地の視察後、沖繩に向かい、太田昌秀知事や米四軍司令官とも意見交換をした。嘉数台地から普天間基地を望むと、米軍憲兵隊がやつてきて「尋問」を受けた。あちらはこちらを「監視」していたようであった。調査報告書が完成すると、四月にはケープタウンで開かれたIADL大会で報告して決議が採択された。さらに九月には、沖繩・横田訪米要請団が組織され、日民協理事長も務めた榎本信行弁護士が団長となり、ニューヨークの国連本部とワシントンの連邦議会・国務省・国防総省を訪れ、報告書を手渡し、米軍基地の撤去・削減を要請した。実は、ベトナム戦争中一九六九年にも、森川金寿弁護士の提案でIADL国際調査団は沖繩に來ているが、団長のIADL事務局長ジョエ・ノルドマン弁護士(仏)は、森川氏と同様、米民政府から入城を拒否された。

一九九七年五月に再び沖繩調査を実施し、六月に第二次訪米要請団が実施された。ペンタゴンでは、「沖繩に関する特別委員会(SACO)」で活躍したサコタ中佐が、その成果を自賛し、日米安保条約のグローバル化を当然のように語りだした。日米の議会でもまだ正式の討議もないのに、安保条約の地理的限定を外すことを米軍当局者が公然と話したので、会談は紛糾した。

一九九八年一〇月、第三次訪米要請団は、在米沖繩県人会の支援を

得て、セントラルパークから国連本部前まで、五番街をパレードした。エイサーの踊りと鐘や太鼓のアトラクションに反応して、「ノーモア・ミリタリー・ベース」のビラ(冊子)を受け取り、手を振り拍手をする通行人も多くいた。この企画は、ジョンソン政権の司法長官であったリチャード・クラーク氏とアクシオンセンターのサラ・フランダースさんの支援で実現した。また、世界法廷運動を提唱して、核兵器が国際法に違反することを明らかにした国際司法裁判所の勧告的意見(一九六六年)を実現した「核政策に関する法律家委員会」のピーター・ワイズ弁護士にも、意見交換の機会を設けてもらった。

★ ★

それから四半世紀がすぎ、沖縄復帰五〇年を迎えた。沖縄は、小林武教授が示すように、日本国憲法と日米安保条約との矛盾とせめぎ合いの最前線であった。

すでに多くのことが語られ、小林教授の名著『沖縄憲法史考』(日本評論社、二〇一〇年)にもその一端が収録されているが、さらに初学者向けに『沖縄が問う平和的生存権』(学習の友社、二〇一〇年)をお勧めしたい。これには、小林教授と沖縄との意外なつながりが紹介されている。それが一九五九年六月三〇日に起こった衝撃的な事件であった。嘉手納基地を離陸したジェット機がエンジントラブルを起こし、パイロットが脱出した後、無人の戦闘機が宮森小学校に墜落した。パイロットは助かったが、小学生二名を含む一八名が死亡し、小学生二五五名を含む二〇九名が負傷した。これをラジオで聞いたのが大学で憲法を学び始めていたときであったという。この不条理な現実は、空間的には遠く離れた出来事であったにしろ、感性豊かな青年の進路を決定するような重みがあったに違いない。その「感性」がまさに、沖縄への移住を決意させ、毎日のように普天間基地の騒音にさらされながら、全身を奮い立たせ、確かな平和と生活を求める論考を生み出した。同じ熱い思いと冷徹な論理は、この特集のほかの論考にも色濃く表れている。今や、安全保障に関しロシア(北)の脅威ではなく、中国(西南)の脅威が注視を集めている。この問題の第一人者・井上正信弁

護士は、安倍第二次内閣の「解釈改憲」によって緩められた憲法の縛りも踏み越えて、大きく右旋回する現状を鋭く批判する。また、新垣勉弁護士は、日米地位協定の構造的な問題点が表れている「SAC O見舞金」支給制度の矛盾と問題点を指摘している。

政府の誤った政策判断と手続違反を容認することが、重要訴訟事件では顕著になる。裁判所はこうして「人権の砦」ならぬ「政権の番犬」とも酷評される。赤嶺朝子弁護士の「辺野古新基地建設・住民の抗告訴訟の経過——原告適格を否定する不当判決」は、住民の抗告訴訟にしばったレポートであるが、司法による救済をあきらめない住民の不屈の闘いがわかりやすく示されている。同じ問題を「いのちの地域思想(民衆知)」の視点から掘り下げたのが、徳田博人教授の「沖縄の民意と地方自治——いのちの地域思想と平和の創造」である。そこで含意されている「地域」とは、もともと祖先を同じくする地域共同体を意味したが、とりわけ基地建設との関係では、戦争の放棄と戦力の不保持を確約した憲法の「誓い」ともかわり、憲法前文の「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてある国際社会」という世界観に連なる。

まとめでの紹介になるが、沖縄復帰の原点を確認して(布施祐仁氏)、現代における市民的抵抗の原点を当事者が語り(元山仁士郎氏)、北海道・パレスチナ・アフガニスタンとの横の連帯を描く「行動する憲法学」の実践記を掲げた(清末愛砂教授)が、これはそれぞれ個性的な実践報告であるとともに、次のようなハーモニーが通底している。すなわち、日本社会は、(大日本帝国時代の)「疑似家族的な集団主義」から解放されて、(世界人権宣言の)「人間の尊厳」に連なる(日本国憲法にいう「個人の尊重」と「幸福追求権」「両性の平等」「生存権」集会・表現の自由)などの人権保障の下で、国民の「不断の努力」の賜物として、豊かな平和と確かな暮らしを実現するよう目指している。

この特集は、阿波根昌鴻さんの「しなやかな生活主義」ともいうべき「命どう宝」精神に立って、沖縄復帰五〇年と憲法の現状を糺すように呼び掛けるものである。